

大阪市障害児・者施設等 防災マニュアル Ver1.0

平成 24 年 2 月作成

大 阪 市
大阪市障害児・者施設連絡協議会

大阪市障害児・者施設等防災マニュアル（目次）

障害児・者施設等の防災対策の推進	1
防災マニュアルづくりの留意点	1
防災マニュアルの内容	2
■平常時の対策	2
①立地条件と災害予測	2
ア. 施設の立地条件の把握と災害の予測	2
②災害時体制整備	2
ア. 役割分担の決定	2
イ. 連絡体制の整備	3
ウ. 職員の招集・参集基準の決定	3
③情報整理	3
ア. 施設利用者情報の把握	3
イ. 情報の収集	4
④基準等の策定	4
ア. 施設の休業判断	4
イ. 避難の判断	4
ウ. 災害に応じた避難方法の検討	5
⑤事前準備・安全対策	6
ア. 食料等備蓄品の準備	6
イ. 施設・設備の定期的な点検	6
ウ. 施設周辺の定期的な点検	7
エ. 地域住民等とのネットワークづくり	7
⑥教育・訓練	8
ア. 職員への防災教育	8
イ. 防災訓練の実施	8
⑦「福祉避難所」及び「緊急入所施設」としての運営	9

地震災害時の応急対策（行動手順）	・ ・ ・ ・ ・ 11
1. 入所者等及び施設の安全確保対策	・ ・ ・ ・ ・ 11
(1) 地震発生初動期の対応	・ ・ ・ ・ ・ 11
①火災の発生防止と消火活動	・ ・ ・ ・ ・ 11
②入所者等の安否確認と救護	・ ・ ・ ・ ・ 11
③施設被害状況の点検・確認	・ ・ ・ ・ ・ 11
④災害情報の収集と発信	・ ・ ・ ・ ・ 11
⑤入所者等の避難誘導	・ ・ ・ ・ ・ 12
⑥入所者等家族への状況報告	・ ・ ・ ・ ・ 12
⑦職員の参集	・ ・ ・ ・ ・ 12
⑧被害状況の報告	・ ・ ・ ・ ・ 13
⑨地域住民・ボランティア等との協力	・ ・ ・ ・ ・ 13
(2) 地震発生後 2～3 日目からの対応	・ ・ ・ ・ ・ 13
①入所者等の状況把握と必要な支援	・ ・ ・ ・ ・ 13
②利用者の健康ケアとメンタル対策	・ ・ ・ ・ ・ 13
③他の施設等への受け入れ要請	・ ・ ・ ・ ・ 13
2. 「福祉避難所」及び「緊急入所施設」としての提供	・ ・ ・ ・ ・ 13
3. 施設の復旧・復興	・ ・ ・ ・ ・ 13
◆福祉避難所・緊急入所施設 設置・運営マニュアル Ver.1	・ ・ ・ ・ ・ 15
◆防災マニュアル各種参考帳票（別紙 1～10）	・ ・ ・ ・ ・ 23
○各種参考資料	
●大阪市における災害時に福祉避難所等として 障害児・者施設等を使用することに関する覚書	・ ・ ・ 資料 1
●災害時要援護者支援プラン ガイドライン Ver.1	・ ・ ・ 資料 2
●〇〇区における災害時に福祉避難所等として 障害児・者施設等を使用することに関する協定書	・ ・ ・ 資料 3
●防災マニュアルひな形（参考例）	

障害児・者施設等防災マニュアルについて

障害児・者施設等の防災対策の推進

- ・障害児・者施設等は、災害の際に自力避難が困難の方が多く利用する施設であることから、利用者の安全を図るため、災害時に速やかな対応ができる体制整備や減災のための事前対策を講じ、施設の災害適応力を高めておく必要がある。
- ・多数の障害児・者が入所・利用する施設等は、被災後でも障害児・者に対して適切なケアが安定して提供できるよう、ソフト・ハードの両面から災害に強い施設が求められている。
- ・そのため、各施設の実情に則した防災マニュアルを作成し、防災対策の一層の推進を図る必要がある。

防災マニュアルづくりの留意点

- シンプルかつ具体的な内容
 - ・マニュアルは緊急時に用いることから、図表や箇条書きなど、シンプルで具体的な内容が良い。
- 作成するプロセスも大事
 - ・施設内の全職種、全部門の参加を得ることが必要。
- 利用者特性の把握
 - ・情報伝達時や避難時などに、利用者の特性に合わせた配慮が必要。
- 防災訓練後の見直し
 - ・防災訓練を通じて、マニュアルの改善点が見つければ、随時、見直しが必要。
- 事業継続の取組みの必要性
 - ・施設・居住サービス及び居宅サービスなどの事業が継続できないと利用者の安全や生命が脅かされる危険性がある。
 - ・このため、各サービス事業を中断させず、また中断しても短時間で再開することができるよう事業継続計画（BCP）を*平常時から定める必要がある。

～ 事業継続計画（BCP）とは ～

企業が地震や台風のような自然災害、火災やライフラインの途絶などの大事故に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは、早期復旧を可能とするために平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。

防災マニュアルの内容

■ 平常時の対策

災害時に適切な対応ができるよう、平常時に役割分担や連絡体制などを定めておくとともに、食料等の備蓄や施設の防災対策など、必要な準備を整えておく。

① 立地条件と災害予測

ア. 施設の立地条件の把握と災害の予測

- ・施設のある場所（周辺の環境）によって、予測しないといけない災害も異なる。施設がどのような場所に建っているのか、どんな災害の危険性があるのかをしっかりと把握しておく必要がある。
- ・施設やその周辺に、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、土砂災害危険箇所指定されている区域があれば、土砂災害発生に備えた対策が必要。
- ・施設やその周辺に、浸水想定区域に指定されている区域があれば、洪水に備えた対策が必要。
- ・施設やその周辺に、津波警戒区域に指定されている区域があれば、津波に備えた対策が必要。
- ・市の防災担当が作成するハザードマップ等で、施設の立地条件について確認することが必要。

【立地条件等の作成例】

- 施設の立地条件・・・河川沿い、海辺・沿岸
- 予測される災害・・・河川の氾濫による浸水や津波による浸水など

② 災害時体制整備

ア. 役割分担の決定

【災害対応を適切に行うための災害時の役割分担の決定】

- ・役割分担の各班別で行うべき業務をできるだけ具体的に定め、職員への周知徹底を図る。
- ・総括責任者（施設長・防災リーダー）が不在の際に災害への対応が迫られる場合もあることから、代行者や代行者不在の場合の第2、第3の代行者など、複数の責任者（防災サブリーダー）を定めておく。
- ・総括責任者だけでなく、各班ごとでも、それぞれ複数の者がイニシアチブを取れるよう班長、班長代理を決めておく。
- ・夜間など、平日の日中にくらべて職員が少ない場合の対応策の検討も必要。

【役割分担表の作成例】

→別紙1「防災マニュアル【役割分担表】」参照

イ. 連絡体制の整備

【職員の防災連絡体制の整備や緊急連絡先の確保、電話の代替手段の決定】

- ・ 職員の招集が速やかに行えるよう、携帯電話のメール一斉配信の方法などで防災連絡体制を整えておく。

→メールによる一斉配信は、同時に多人数に情報を送る手段として有効。

- ・ 緊急事態発生時に、市、消防その他の防災関係機関等に対して、速やかに連絡・通報ができるよう連絡先を一覧表に整理しておく。

→市の防災担当は、被災の状況によっては、電話が通じにくくなる場合もあるので、福祉担当の連絡先も把握しておく。

- ・ 災害時には、一般電話や携帯電話はつながりにくくなる恐れがあるので、代替手段を検討しておく。

→大きな災害が起こったときの安否情報などの連絡には、NTTのダイヤル番号171「災害用伝言ダイヤル」や携帯電話各社の「災害用伝言板サービス」が使えます。いずれかの方法を使う場合、職員や利用者の家族にも周知しておく。

【緊急連絡関係一覧表の作成例】

→別紙2「防災マニュアル【職員防災連絡体制一覧表】」参照

→別紙3「防災マニュアル【防災関係機関等緊急連絡先一覧表】」参照

ウ. 職員の招集・参集基準の決定

【夜間・休日の職員を召集する基準や職員が自主的に参集する基準を定める】

- ・ 夜間や休日の場合における職員の召集・参集基準を定めておく。
- ・ 災害情報の内容に応じて、召集や参集する職員を指定しておく。指定に当たっては、役職、居住場所、交通手段を考慮する。
- ・ 公共交通機関や車等が使用できない場合の交通手段も検討しておく。

【職員召集・参集基準の作成例】

→別紙4「防災マニュアル【職員召集・参集基準】」参照

③情報整理

ア. 施設利用者情報の把握

【利用者の家族の連絡先など、利用者に関する情報を一覧表に整理】

- ・ 利用者の氏名、生年月日、薬、心身の状態や連絡先などが分かる一覧表を作成するなど、避難しなければならなくなった場合に備えておく。
- ・ 個人情報の保護の観点からデータの保管・管理には細心の注意が必要。
- ・ 一箇所の保管では、被災により利用できなくなることもあるので、複数個所で保管するなどの工夫が必要。

【施設利用者一覧表の作成例】

→別紙5「防災マニュアル【施設利用者情報一覧表】」参照

イ. 情報の収集

【気象情報等必要な情報の入手方法のリストアップ】

- ・テレビやラジオのほか、パソコンや携帯端末からも大雨や台風に関する気象情報を入手できるように準備しておく。
- ・災害関連情報は、次のホームページからも入手可能。

大阪市危機管理室ホームページ

<http://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/index.html>

おおさか防災ネット（大阪市）

<http://www-cds.osaka-bousai.net/osaka/index.html>

- ・災害情報の入手先として、防災スピーカー・広報車両・地域からの自主防災組織を通じての方法も検討する。

【気象・災害情報入手先リストの作成】

→上記「災害関連情報ホームページ」参照

④基準等の策定

ア. 施設の休業判断

【通所施設における臨時休業の判断基準の策定】

- ・施設の所在する地域だけでなく、利用者等の住んでいる地域や通所経路等の危険箇所を把握した上で、定めた基準等を基に適切に臨時休業の判断が下せるようにしておく。
- ・利用者への連絡方法、連絡時間等について、周知しておく。
- ・前日に想定できる場合は、前日に決定し、利用者等に通知しておく。
- ・不特定の利用者が利用する施設については、気象状況による休業時間を施設内に掲示するなどして、日頃から周知しておく。

【臨時休業判断基準の策定例】

- ・台風が直近を通ることが予想されるとき
- ・土砂災害警戒情報や記録的短時間大雨情報が発表されたとき など

イ. 避難の判断

【入所施設における避難時期の判断基準の策定】

- ・市・区の防災担当等から避難に関する情報を得たときや施設及び施設周辺で少しでも普段と違う状態を見つけたときは、避難を決定する。

【避難判断基準の検討例】

土砂災害の場合

- ・土砂災害の危険箇所付近の施設では、土砂災害警戒情報が発表されたときなどが避難開始のタイミングになる。
- ・土砂災害の前兆現象が現れた場合は、とても危険な状況です。土砂災害降雨危険度の状況によらず、一刻の猶予なく直ちに避難する。

洪水の場合

- ・浸水する前の避難が原則です。市・区からの情報に注意し、避難準備情報や避難勧告、避難指示が出た場合は、早急に避難する。
- ・市・区からの情報がない場合でも、低地にある施設など立地条件によって危険となる場合があることから、少しでも危険を感じたらすぐに避難する。

高潮の場合

- ・海岸に近いところにある施設は、気象庁から高潮情報が発表された段階で避難を考える。
- ・台風がまだ接近していないときにも警報が発表されることもあるので、気象情報に常に注意をし、早めに避難する。

地震（津波）の場合

- ・地震発生後は、直ちに建物の内外を点検し、大きな亀裂や傾きなどが発見された場合には施設外に避難する。
- ・津波警報が発表された場合は、急いで高い場所に避難する。

ウ. 災害に応じた避難方法の検討

【災害種別毎に施設内外の避難場所、避難経路、避難方法を定める】

- ・市・区の防災担当等と協議して、避難場所（施設内とする場合も含む）や避難経路、避難方法について決めておく。
- ・立地条件や風水害の程度から（施設が高台に位置する鉄筋コンクリート造りの建物であり、台風の勢力が弱い場合など）避難先を施設内とするのか、施設外とするのかも含めて検討しておく。

【避難場所、避難経路、避難方法等の検討例】

施設内に避難する場合

- ・施設内に避難する場合は、予測される災害に応じて決めておく。
（例）床上浸水のおそれの場合 → ①〇〇〇、②△△△、③・・・
強風被害（ガラス破損等）のおそれの場合 → ①〇〇〇、②・・・
地震の場合 → ①〇〇〇、②・・・

施設外に避難する場合

- ・避難場所、避難経路については、複数設定し、選択できるようにしておく。
- ・避難場所、避難経路、避難方法等については、避難所の立地条件・収容人員や利用者の特性等を考慮して設定する。
- ・設定した避難経路は実際に通って、途中の危険な箇所や所要時間等を把握しておく。
- ・避難経路上にある、がけやブロック塀、道路冠水時に見えなくなる可能性のある側溝やマンホールなど、危険な箇所を確認し、避難経路図に記入するなどしておく。

早期の避難

- ・自力で移動困難な高齢者や障害者の避難の場合には、浸水前等の早めの段階で「早期の避難」を心がける。

避難経路図の提示

- ・施設で定めた施設内、施設外それぞれの避難場所と避難経路を記載した避難経路図を、利用者の分かりやすい場所に掲示しておく。

⑤事前準備・安全対策

ア. 食料等備蓄品の準備

【食料、資機材の備蓄と非常時用持ち出しセットの準備】

- ・ 救援物資が届くまで、少なくとも 3 日程度は自力で対応できるよう、食料や飲料水などを職員分も含めて備蓄しておく。
- ・ 障害児・者が入所する施設では、災害時に十分な調理が行えない場合にも備えて、介護食の保存食の準備も検討する。
- ・ 避難先での対応に備え、必要となる物資や機材をリストアップし、非常時用持ち出しセットとして準備しておく。
- ・ 備蓄した食料や医薬品が有効期限切れにならないよう、備蓄品リストを作成し、定期的に在庫チェックをしておく。

【主な備蓄物資や災害時必需品の例】

区 分	品 名
食料品等	米、インスタント食品、ドライフーズ、レトルト食品、介護食の保存食、流動食、粉ミルク、飲料水（1人1日3リットル）、調味料 など
炊事道具等	カセットコンロ、コンロ用ボンベ、なべ、やかん、簡易食器、箸、 など
医薬品等	血圧計、体温計、解熱薬、胃腸薬、鎮痛剤、傷薬、消毒薬、ガーゼ、包帯、脱脂綿、絆創膏、はさみ など
情報機器等	携帯ラジオ、携帯電話、携帯テレビ、無線機（トランシーバー）、メガホン など
生活用品等	携帯用発電機、懐中電灯、電池、ローソク、ライター、タオル、石鹸、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、簡易トイレ、マスク、紙おむつ、衛生用品 など
暖房資材等	石油・電気ストーブ、灯油、携帯カイロ、新聞紙 など
移送用具等	車いす、乳母車、ストレッチャー、担架、おんぶ紐、 など
安全用品等	ヘルメット、防災ずきん、マスク など
避難用具等	地図、テント、ビニールシート、毛布、ござ、ロープ、タオル、ビニール袋、下着、簡易トイレ など
作業機材等	かなづち、のこぎり、釘、スコップ、ツルハシ、軍手、長靴 など
その他	緊急用簡易ベッド、寝具類（防寒）、発電機 など

【備蓄品リストの作成例】

→別紙 6 「防災マニュアル【備蓄品リスト】」参照

イ. 施設・設備の定期的な点検

【施設、設備、備品の災害時の損壊防止策の実施】

- ・施設、設備、備品等について、災害時に損壊や転倒、飛散が起こらないよう、安全対策をしっかりとしておく。

【注意事項】

風水害対策

- ・ 屋根瓦、雨戸などの点検補修を行う。
- ・ 排水溝のごみ、泥を除き、排水点検を行う。
- ・ 強風により、木の枝が折れ、飛散しないため、樹木の剪定を行う。

地震対策

- ・ 昭和 56 年 5 月以前の建築物については、耐震化診断を受けるとともに、必要に応じ、耐震化補強の対策を講じる。
- ・ 書棚、タンス、ロッカー、机の転倒防止のため、床や壁に固定する。
- ・ 吊り下げ型の照明器具が落下しないよう、鎖などで補強する。
- ・ 棚、戸棚に置いてあるものが落下しないよう、枠などを付ける。
- ・ 電球が飛散しないよう電灯にカバーを取り付ける。
- ・ 窓ガラスに飛散防止フィルムを貼る。
- ・ 火気使用器具やガスボンベ等可燃性危険物、消防用設備などの安全確認と点検を行う。

共通対策

- ・ ライフラインが途絶えた場合を想定して、電気や水道などの通常の使用量を把握し、代替手段が確保できるように備えておく。
- ・ 自家発電装置や電話交換機等情報機器類が被災しないよう、防水工事等の安全対策を講じる。

【施設の安全対策チェックリストの作成例】

→別紙 7 「防災マニュアル【施設の安全対策チェックリスト】」参照

→別紙 8 「防災マニュアル【設備の安全対策チェックリスト】」参照

ウ. 施設周辺の定期的な点検

【施設周辺の自然状況や斜面、水路等の定期的な点検】

- ・ 定期的に、施設周辺の自然状況の変化、植栽・斜面の状況、水路の状況等を点検し、著しい変化等が見られる場合には、市・区の防災担当等に相談する。
- ・ 職員全員で施設周辺の気になる箇所等を話し合い、点検箇所リストを作成しておく。

【施設周辺点検リストの作成例】

→別紙 9 「防災マニュアル【施設周辺チェックリスト】」参照

エ. 地域住民等とのネットワークづくり

【地域住民や近隣施設等との協力体制の構築】

- ・ 災害が発生した場合には、避難時等に、地域住民の協力も必要になることから、施設が立地する周辺地域とは、日頃から連携を図っておく。
- ・ 近隣施設、類似施設間で、利用者の一時受入れや職員派遣等の災害時協定を結ぶなど、協力関係を確保しておく。

- ・日頃から、施設で地域の行事に参加したり、あるいは、バザーなどの催しに招待するなどして、地域住民との交流に努める。
- ・防災共助マップの作成等を通じて、地域の防災資源を発掘し、地域住民等との協力関係を築いておく。また、協力者リストなどを作成しておく。
- ・各区において取り組まれている地域福祉アクションプランや地域自立支援協議会等へ参画することにより、地域における各関係機関との連携を図る。

⑥教育・訓練

ア. 職員への防災教育

【各種災害の基礎知識や災害時にとるべき行動等を内容とする防災教育の実施】

- ・職員の災害に対する理解と関心を高め、いざというとき適切な対応を取ることができるよう、各種災害の基礎知識や平常時、災害時に取るべき行動等を内容とする防災教育を実施する。
- ・「防災マニュアル」を活用した施設内研修を定期的実施する。

【防災教育項目の作成例】

- (例) ○地震災害時の対応について
○台風時の事前準備と災害時の対応について

イ. 防災訓練の実施

【風水害や地震を想定した防災訓練の実施】

- ・土砂災害、洪水、高潮などの風水害や地震の発生を想定して、定期的な防災訓練を実施する。
- ・施設の実態に即した実効性の高い訓練となるよう、訓練用災害時行動手順チェックシートに従い、次の点に留意して実施する。

- ①避難場所や避難経路の安全性についての実地確認
②自力で避難が困難な者に対する避難・救出訓練
③夜間を想定した避難訓練

- ・市・区の防災担当等、消防その他の防災関係機関等の協力を得て実施するよう努める。
- ・利用者の安全対策が迅速に取れるように、地域住民の中の協力者や近隣施設の参加も得て、防災訓練を実施する。
- ・訓練実施は、実施内容や反省点等を整理した記録簿を整理する。
- ・火災を想定した訓練とは別に、年1回以上の防災訓練を実施する。

【訓練用災害時行動手順チェックシートの作成例】

→別紙「防災マニュアル10【訓練用災害時行動手順チェックシート】」参照

⑦「福祉避難所」及び「緊急入所施設」としての運営

大規模な地震などの災害により障害のある要援護者が避難を余儀なくされた場合に、「大阪市災害時要援護者避難支援計画」に基づく大阪市（区）との協定により、「福祉避難所」及び「緊急入所施設」として使用するための運営手順を策定する。

○施設使用に係る基本覚書の締結

ア. 締結主体

- ・大阪市と大阪市障害児・者施設連絡協議会との間で締結

イ. 締結の趣旨

- ・障害児・者施設の、福祉避難所・緊急入所施設としての使用に係り、大阪市障害児・者施設連絡協議会に会員施設に対する全市的な調整・協力を依頼

ウ. 覚書の主な項目

- ・福祉避難所・緊急入所施設の指定に係る指定条件などの事前調整並びに支援
- ・災害発生時における全市的な対応調整の協力
- ・物資及び外部からの介護支援者の確保と調整

エ. 覚書に基づくガイドラインの提示

- ・大阪市は、覚書に基づき、ガイドライン（本書）を策定する
- ・策定したガイドラインは、各区と施設との間の協定書の締結に資するため、関係先に提示する

【大阪市における災害時に福祉避難所等として障害児・者施設等を使用することに関する覚書】 →別紙 資料1 のとおり

【災害時要援護者支援プラン ガイドライン Ver. 1】

→別紙 資料2 のとおり

○施設使用に係る協定書の締結

ア. 締結主体

- ・各区と、区内にある福祉避難所・緊急入所施設として使用する施設を運営する社会福祉法人等との間で個別に締結
- ・協定書としては、施設の所在する区と締結という形となるが、大規模災害時においては、市内の他区との間でも同等の効力を有することとする

イ. 締結の趣旨

- ・障害児・者施設等を、福祉避難所・緊急入所施設として指定し、使用することに係る必要な事項を定める

ウ. 協定書の主な項目

- ・福祉避難所・緊急入所施設の指定と、定員の設定
- ・災害時の要援護者の受入れと、区本部への状況報告
- ・要援護者の移送にかかる協力
- ・施設における3日分の物資の備蓄と、その後の区本部による調達
- ・外部からの介護支援者の確保と配置
- ・費用負担の方法
- ・防災リーダーの指名と関係機関との連携

エ. 協定書についての区毎の基本事項を定めた個別ガイドラインの策定

- ・各区は、大阪市の策定したガイドラインについて、区固有の事情に基づいた補足的に条項を定めた個別ガイドラインを策定できる
- ・策定した個別ガイドラインは、施設との間の協定書の締結に資するため、ガイドラインと共に、関係先に提示する

【〇〇区における災害時に福祉避難所等として障害児・者施設等を使用することに関する協定書】

→別紙 資料3 のとおり

地震災害時の応急対策（行動手順）

1. 入所者等及び施設の安全確保対策

(1) 地震発生初動期の対応

①【火災の発生防止と消火活動】

- ・火元付近にいる職員は、「火の始末」をするとともに、ガスの元栓を閉め、火災を防止する。
- ・出火を発見したら、直ちに消火活動を開始する。
- ・消火できない場合は、消防に連絡するとともに、入所者等の避難が必要かどうか判断し、適切な指示を行う。

②【入所者等の安否確認と救護】

- ・直ちに入所者・通所者・職員の安否及び負傷の有無を確認する。
- ・負傷者等が発生した場合には、速やかにその救出、応急手当、病院等への移送を行う。必要に応じ、消防機関等へ支援要請を行う。
- ・施設の損壊状況や市災害対策本部の情報等を踏まえ、必要に応じて入所者等を避難場所など安全な場所に避難させる。

③【施設被害状況の点検・確認】

- ・施設被害状況や施設周辺の危険性についての確認を行う。
- ・施設が被災した場合には、消防や市・区の防災担当に応援を要請するとともに、必要な指示を受ける。
- ・漏電、ボイラーの破損など二次災害発生原因になるものをすぐに点検し、異常があれば電力会社または電気工事業者の判断を得る。
- ・電気、ガス、水道、電話などのライフラインや、給食等の設備に支障がないか点検を行う。
- ・ガラスの破損、備品等の転倒、タンクの水、油漏れなどを点検し、必要な清掃を実施する。

④【災害情報の収集と発信】

- ・テレビ、ラジオ、インターネットなどで災害対策本部、警察、消防などの正確な情報を入手するとともに、周辺の被害状況や交通状況など、必要な情報を収集する。
- ・余震による施設倒壊の心配がなければ、館内放送などで、冷静な対応を指示する。
- ・入所者等に現在の状況を正確に伝え、不必要な不安や動揺を与えないよう努め、避難の準備など適切な行動が取れるようにする。また、入所者等に家族等への連絡は施設から一括して行う旨を伝える。
- ・被害情報などをホワイトボードや掲示板に記入し、職員間で十分な意思疎通や情

報の共有化を図る。

⑤【入所者等の避難誘導】

○避難の要否の判断

- ・入所者等の避難が必要かどうかの判断は、施設長が災害対策本部、警察、消防からの指示、周辺の避難状況などを総合的に判断する。

○避難をする場合の対応

- ・総括責任者（施設長・防災リーダー）から避難誘導の指示が出された場合には、すみやかに避難を開始する旨を入所者等に伝え、安全に避難地まで誘導する手順を指示する。
 - ア. 施設敷地外へ徒歩で避難する場合には、入所者等が逃げ遅れないようにロープなどを使う。
 - イ. 避難誘導が完了した場合には、全員の安全を確認するとともに、避難が完了した旨を施設長へ連絡する。
 - ウ. 避難所では、被災地から多くの住民が集まってくるのでこの施設からの避難者であることが分かるゼッケン・緊急避難カードの着用等を利用して、混乱を防ぐ必要がある。
 - エ. 協力医療機関等との連絡を密にし、避難生活で体調を崩した入所者等がでた場合には、迅速に必要な応急処置を行うとともに、受け入れ可能な医療機関や他施設への入院、入所の協力依頼を行う。
 - オ. 避難生活がどの程度になるかにより、段階に応じた入所者等のケア、施設職員の健康管理などが必要になる。スタッフと打ち合わせを行いながら、必要なケアを計画的に実施する。

○避難が不必要な場合

- ・災害発生時は、限られたスタッフ、利用可能な設備や器具、備蓄している飲食品を最大限に利用し、施設職員が協力して入所者等の安全確保にあたる。

⑥【入所者等家族への状況報告】

- ・災害用伝言ダイヤルサービスなど、事前に定めた災害時の連絡方法により、家族に利用者と施設の状況を伝える。
- ・入所者等の保護者等への引継ぎは、保護者等が直接施設又は避難場所に引き取りに来た場合のみ行うものとする。

⑦【職員の参集】

- ・職員は自身と家族の安全が確認された後、参集基準により、自発的に参集する。
- ・夜間に発生した場合、職員が参集するまで数少ない当直職員での対応となるが、総括責任者（施設長・防災リーダー）の指示の下、落ち着いて的確な初動活動に努める。

⑧【被害状況の報告】

- ・速やかに市・区の防災担当等に報告する。(被害がない場合も)

⑨【地域住民・ボランティア等との協力】

- ・災害応急対策の実施にあたっては、地域住民、ボランティア、防災関係機関、入所者等の保護者等と十分連携を図りながら対応する。

(2) 地震発生後 2～3 日目からの対応

①【入所者等の状況把握と必要な支援】

- ・施設における入所者等に対する適切な援護を行うため、災害発生後 2～3 日目に、入所者、通所者、利用者、職員等の健康状態、援護の要否、施設の被害状況等の実態調査を実施し、適切な支援を行うとともに市・区の防災担当等に報告する。

②【利用者の健康ケアとメンタル対策】

- ・利用者の健康状態や精神状態を確認し、体調管理や不安感の軽減に努める。
- ・心身の変調が著しい利用者に対しては、区対策本部等と相談して医師やカウンセラーの受診や受け入れ可能な医療機関への入院を検討する。

③【他の施設等への受け入れ要請】

- ・施設が被災し、休業せざるを得ない場合は、協力施設や府・市の福祉担当と協議し、利用者を他の施設等で受け入れてもらうなどの検討が必要。
- ・他の施設等に引き受けてもらう際には、施設利用者一覧表などにより、利用者の配慮事項等を正確に伝える。

2. 「福祉避難所」及び「緊急入所施設」としての提供

「大阪市災害時要援護者避難支援計画」に基づく大阪市(区)との協定により「福祉避難所」及び「緊急入所施設」に指定された施設は、入所者等や建物の安全確認及び人員確保ができた場合には、各施設を「福祉避難所」及び「緊急入所施設」として開設する。

「福祉避難所」及び「緊急入所施設」の開設

⇒ 福祉避難所・緊急入所施設 設置・運営マニュアル Ver.1 参照

3. 施設の復旧・復興

被災した施設は、入所者等の安全で快適な生活環境を1日も早く取り戻すため、施設建物・設備について災害復旧を急ぐ必要がある。

大阪市等と災害復旧の内容を相談し、国庫補助や福祉医療機構の融資等により、早期の復旧が図られるよう努めることが必要となる。復旧にあたっては、再度の被災の防止

を考慮に入れ、耐震、耐火性、不燃堅牢化について考慮しなければならない。

なお、阪神・淡路大震災では、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の対象となっていない社会福祉施設の復旧について迅速な特別立法により、国の補助割合の引き上げを行い、社会福祉施設の復旧促進に大きな役割を果たした。

このように、災害の規模や内容によって特別な対応が行われる場合もありうるので、災害復旧は、大阪市等地方自治体と十分相談しながら、実行することが必要である。